

平成22年度

福島県環境審議会全体会議事録

(平成23年2月16日)

1 日 時

平成23年2月16日(水)

午後 1時31分 開会

午後 3時50分 閉会

2 場 所

ふくしま中町会館 7階大会議室

3 議 事

(1) 審 議

ア 水環境保全基本計画の改定について

イ 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の改定について

(2) 報 告

福島県地球温暖化対策推進計画の改定について

(3) その他

4 出席委員

大越則恵 加藤卓哉 佐藤俊彦(代理:木村光政) 瀧本チイ 津金要雄

中井勝己 長澤利枝 長林久夫 福島哲仁 堀金洋子 和合アヤ子

和田佳代子(以上、12名)

5 欠席委員

稲森悠平 後藤忍 佐藤幹雄 高荒智子 橋口直幸 浜津三千雄 星サイ子

山口信也 渡部チイ子(以上、9名)

6 事務局出席職員

(生活環境総室)

佐藤 生活環境部参事兼生活環境総務課長

渡辺 生活環境総務課主幹 他

(環境共生総室)

牧野 生活環境部次長(環境共生担当)

宍戸 環境共生課長 他

(環境保全総室)

高松 生活環境部次長(環境保全担当)

猪狩 水・大気環境課長 他

7 議事内容

(1) 開会(司会) 高橋生活環境総務課主任主査

(2) 中井議長(会長)から、議事録署名人を和合委員と瀧本委員にすることとされ

た。

(3) 議事(1) 審議ア 水環境保全基本計画の改定について

◆資料1-1等により長林第2部会長から第2部会での審議経過及び答申案の内容報告が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(中井議長)

只今の第2部会長からの報告に対して、委員の皆様から意見等があればお出しいただきたい。

(加藤委員)

「水辺地」という言葉について、この計画で定義したということだが、内容を教えてほしい。

(猪狩水・大気環境課長)

前の計画では「水辺」という表現を使用していたが、環境省が水環境保全全般の施策についての見直しをしている中で、「水質・水量・水生生物・水辺地」を良好な水環境の構成要素として挙げている。

その中では、「水辺地」という表現に統一されているので、この水環境保全基本計画、また、猪苗代湖の計画においても「水辺地」で統一した。

(加藤委員)

国の表現に合わせたということだが、一般的には馴染みがない。なぜ「水辺」ではいけないのかという疑問を県民も思うのではないかと考える。「民産学官」の民を最初にとというのは分かったが、「水辺地」は少し違和感がある。

(佐藤俊彦委員)

質問が3つある。1つ目は、23頁(図4中)に「ふくしまの美しい水環境整備構想より」という言葉が突然出てくる。「ふくしまの美しい水環境整備構想」とはどのようなものであるか、注意書きが必要ではないか。

2つ目は、75頁(32行目)の用語解説の「有機性資源」の中で、『家畜排せつ物・生ごみなど…』と言い切っているが、家畜排せつ物はそもそも有機性資源という位置づけより、廃棄物という見方がある。その辺はどう整理しているのか。

3つ目は、33頁(8行目)「監視体制が強化され、充実する。」とあるが、情報公開を具体的にどうしていくのかは記載されているのか。

(長林第2部会長)

回答は事務局にお願いしたい。最後の情報公開については、論議が十分でない可能性があるのも、その点についても事務局で回答する。

(猪狩水・大気環境課長)

まず、23頁の「ふくしまの美しい水環境整備構想」については、74頁の15行目(用語解説)で説明している。これまでの「下水道化構想」の名称変更で、平成22年度に策定したものである。

2点目の「有機性資源」の用語解説中の『生ごみ…』の整理ということだが、確かに家畜排せつ物や生ごみはごみであるが、それらも使い方によっては有機的な資

源になるということの例として挙げている。

「環境情報の提供」について、45頁の6行目の「イ 環境情報の提供」の中にあるような形で、監視した結果等について提供していく予定である。

(佐藤俊彦委員)

家畜排せつ物あるいは生ごみ等も含まれると説明があったが、正確に説明した方が良い。このままでは、全てが資源だという言い方になる。

もう一つ、情報の提供について、具体的にどのようなことが行われているのかも含めて記載してもらいたい。例えば、45頁の8行目に『…ホームページなどにより…』と書いてあり、13行目に『…情報提供を行い、…』とあるので、具体的な方法がどういうことなのかも含めてもらいたい。

(猪狩水・大気環境課長)

75頁の用語解説については、木村委員からの指摘通り、「含まれる…」という表現に改める。

45頁の13行目の情報提供のあり方については、毎年、県のホームページ掲載という形で水質測定結果を公表しているが、その中で情報提供をしていく予定である。

(中井議長)

その点についての字句修正は考えているのか。今の説明で理解して欲しいということか。質問の趣旨は、その辺を明確に文章にすべきだということである。

(猪狩水・大気環境課長)

環境基本計画の冒頭の情報提供の記述と整合を図った上での記載であるため、情報提供についての記載はこのままとしたい。県民から問い合わせがあれば、それに答えていくということで了解いただきたい。

(長林第2部会長)

情報公開の記載が十分でない、という意見については、計画の進行管理(50頁4 計画の進行管理)の中でも読み取れる。

基本的には、PDCAサイクルの[計画]があり、[実施]の次に[チェック]がある。その[実施]の中に45頁の環境情報の提供も入っている。それを踏まえて[チェック]するということになれば、[チェック(点検)]を実施する中で、この情報公開も対象に入ってくる。

このようなPDCAのサイクルを十分にチェックしてから、不足している点を補い、次の展開に立つということになる。

(長澤委員)

36頁の「②水の合理的利用の推進」の中の「ア 水の有効利用」の37～40行に『ダムに発電施設を…』、『…、小水力発電など…』という言葉があるが、これらを具体的に説明していただきたい。

(長林第2部会長)

内容に行政的な側面が入っているので、私よりは事務局にお答えいただくのがよろしいと思う。

(猪狩水・大気環境課長)

資料を確認しているので少々お時間をいただきたい。

(長澤委員)

ではその間に、続けて別の質問をする。30頁の15行目の「エ 高度処理施設の整備の推進」と31頁(18行目)の「エ 観光系排水対策の推進」が新たな項目として追加されたということだが、その背景について説明いただきたい。

(長林第2部会長)

行政的な側面が含まれているので、事務局に説明をお任せする。

(猪狩水・大気環境課長)

30頁の「エ 高度処理施設の整備の推進」については、猪苗代湖・裏磐梯湖沼等の富栄養化を防止するという意味で、従来型の浄化槽で有機物を除去するだけでは十分でなく、富栄養化の原因となる栄養塩類を除去しなければならない。

このために、高度処理型浄化槽、猪苗代湖の条例では窒素除去型の浄化槽、を設置することが必要となる。

近年、窒素・りん除去型の浄化槽が開発され普及してきたことや、昨年度策定した「環境基本計画」の中でも高度処理型浄化槽について記載していることから、この「水環境保全計画」の中でも閉鎖性水域においては高度処理施設の整備を新たに記載し、それを推進するという趣旨で記載している。

31頁「エ 観光系排水対策の推進」については、観光系の排水(旅館・ホテル等やキャンプ場における排水)の一部が無処理で排水されていることから、観光系排水対策を実施していく必要がある。

特に、閉鎖性水域では重要であり、猪苗代湖の計画の中でも、重点的に観光地対策を進めている。

この基本計画の中でも観光地対策として観光系排水の汚濁を削減する趣旨でここに記述している。

(長林第2部会長)

高度処理型施設の推進に関して、学術的な面も含めて補足する。

基本計画の冒頭にも記載のとおり、河川の水質基準は達成率が割合高くなってきた。これには浄化施設の整備・普及が非常に大きな貢献をしていることは御承知の通りである。

水域への負荷ではBOD対策が中心で、窒素・りんに対しては大型の処理場でもなかなか対応できず、ある程度は処理するが、流入したものがそのまま流出し、最終的に閉鎖性水域に入った段階で藻類が増殖して富栄養化になる。

窒素・りんの削減までしないと、閉鎖性水域の水質を改善できない。福島県で一歩進んで高度処理型の浄化槽や終末処理施設を導入すると記載したことは、おそらく他の県でもあまりない記載だと評価できる内容である。

(長澤委員)

先日の知事発表の平成23年度の当初予算の項目中に猪苗代湖の水質改善に関する予算があり、水環境保全基本計画の中でも「高度処理施設の整備及び適切な維持・管理」と明確にうたっていることは大変良い。質問した理由は、それらが具現化される項目であると良いと思ったからだ。

31頁については、「指導します」だけで果たして実現できるのかということで質問した。

(猪狩水・大気環境課長)

キャンプ場等においては法律や条例に基づいた規制は難しいこともあり、住民や観光客が水環境を大切にしつつレジャーを楽しむとの観点で啓発活動を進める予定である。

例えば、猪苗代湖・裏磐梯で水辺地の利用が盛んになっているが、現状は県などが巡視し、住民や観光客などに対し監視・指導をしている。この指導の中で水の大切さを気づいてもらうという趣旨であり、規制するという趣旨ではないので「指導します」とした。

先ほどの質問の「小水力発電」は、水の有効利用の観点で、例えば、太陽光パネルで太陽熱をエネルギーとして利用するのと同様に、水だけを利用するのではなく、水力も利用するということで表現した。

例えば、川に小さな水車を設置して、そのエネルギーを電力に変え利用するという考えである。

県の他の水利用関係の計画の中でも、このような利用について記載しており、今後、水を有効利用していくために記載した。

(長澤委員)

今の説明では、福島県における発電施設の設置や小水力発電の活用という事例がなきに等しいため、今後、この2つを新たなエネルギー源として活用することについて検討していくという理解で良いか。これからの課題、取組みという趣旨で良いか。

(猪狩水・大気環境課長)

現在県内に、小水力発電の設置の実績はない。これらを検討した上で活用していきたい。小水力発電について、用語解説の中に説明を加えることとしたい。

(長澤委員)

小水力発電は、次の「3 多様な生物が共生する、人々が親しむ水辺地の保全」と重複する部分がある。

会津などの水が多い地域では、昔ながらの水車を回してお米をつくという風景、現在でも大内宿ではそのような風景が見られる。そういうことも小水力発電の範ちゅうに入る。「地域のシンボルとなる田園風景などの水辺地の景観保全」の中に小水力発電等を取り込んでいくという柔軟性があっても良いのではないか。

(佐藤俊彦委員)

30頁の「ア 工場・事業場排水対策の推進」の43行目に『廃棄物処理施設からの排水について……監視、指導を強化します。』とあるが、強化しなければならない背景があるのか。

(猪狩水・大気環境課長)

廃棄物処理施設からの排水については、県でも法律に基づいての調査を実施している。その調査において基準を超過して問題になる施設はないが、処分場からの排水は、処理方法を誤ると水質汚濁につながるということもあり、特に廃棄物処理施

設についてはこのように記載している。

(佐藤俊彦委員)

『(30頁 35行目からの)水質事故などの…的確な措置を講じます。』や『(38行目からの)…規制などを含めて、適正な措置を講じていきます。』とあるが、「指導を強化する」ということだと、廃棄物処理施設に何か問題があるので強化しなければならないのかと県民が受け取るおそれがある。問題がないのであれば、「監視・指導を行います。」でよいのではないか。

(高松生活環境部次長)

廃棄物処理施設、特に、産業廃棄物処理施設等は住民から不信・不安の目で見られているという全国的な傾向がある。

一方、廃棄物処理施設は我々の生活にとって必要不可欠なものになっている。

こういった廃棄施設をこれから確保していく上で住民の不信・不安を除去していかなければならない。行政としてこれまで以上に監視体制に努めていくという趣旨が一つある。

強化していかなければならない経過があったのかという質問について、今般、廃棄物処理法が改正され、立入調査の要件が拡大したことも含めて、住民の信頼を勝ち得るために、県として今までよりも強化していくという意味と理解してもらいたい。

(佐藤俊彦委員)

適正な処置を講じていくという話をしているのに、なぜ廃棄物処理施設をここで取り上げ、また、監視、指導を強化しなければならないのか。県の行政として、そのような姿勢があるということは分かったが、今、懸念されていることがさらに強くなるのではないか。

(中井議長)

他に質問・意見等がなければ、語句説明については、部会長を含めて表現を考えるとということで、計画の本文については、いくつか質問・意見は出たが、提案通り全体会で了承するということが良いか。

(各委員)

異議なし。

(中井議長)

では、以上をもって、本議題については審議終了とさせていただきます。

(4) 議事(1)審議イ 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の改定について

◆資料2-1等により長林第2部会長から第2部会での審議経過及び答申案の内容報告が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(中井議長)

只今の第2部会長からの報告に対して、委員の皆様から意見等があればお出しいただきたい。

(長澤委員)

猪苗代湖、裏磐梯湖沼を福島県の誇れるものとするという思いが全体に入っていて、詳細に推進計画になっていて大変良いと思う。

ただ16頁のキャラクターだが、初めて見た。松本零士さんにいつ頃書いていただいたのか。この絵はどのように活用されるのか御教示願いたい。

(中井議長)

16頁のキャラクターの製作のいきさつと、具体的にどういう活用がされているのか。事務局から説明願いたい。

(猪狩水・大気環境課長)

猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会のイメージキャラクターである。同協議会は、県と会津若松市、郡山市、北塩原村、そして猪苗代町の4市町村が事務局になっており、60の団体から組織されている。昨年度、福島県のしゃくなげ大使でもある松本零士先生に依頼し、猪苗代湖の水環境保全活動等を、イメージキャラクターを使ってより同活動を盛り上げていきたいという趣旨から製作した。

また、愛称募集を広く行い、水恋と湖春に決定し、昨年環境エネルギーフェアにおいて、愛称決定の表彰式を行った。今後は同キャラクターを起爆剤にして会員数を増やしたいと考えている。

また、松本氏からは、同氏の作品であることを表示していれば、特に制限は設ける必要はないことを確認しているので、使用方法については、規程等を設け観光資源としても活用できるよう対応したい。

(長澤委員)

説明にあったとおり、猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会において、水環境保全それと同時に地域づくりに活用しておおいに盛り上げていただきたいと思う。行政機関はPRが下手なので、地域に様々な発想をもっている人がいると思うので、そのあたりを検討いただきたい。

(堀金委員)

高名な方にこんなキャラクターを作っていただいたことを初めて知った。

今日、湖畔を通過して来るとき、湖畔は国立公園に指定されているということで、セブンイレブンなどは景観等を配慮し地味な色になっている。そういったなかで「湖春」は特に問題はないが、「水恋」はあちこちに出てきたら気味が悪い。

湖畔に看板等を設置する場合どう思うか、また、学校に持って行くのであれば子供達はなんて言うのか、少し心配する。ただ、学校教育に持って行くのであればどんどんPRしていかないと子供達は拒否されるのではないかなと思う。

(中井議長)

キャラクターについての質問はこれで打ち切りにしたいと思う。一言、事務局からお願いしたい。

(猪狩水・大気環境課長)

先ほどキャラクターの使い方については規程を設けたと説明したが、規程については会員である県、4市町村が使うのであれば自由。また、一般の方でも色々

なところに設けることができるというお話しをしたが、全て認められるのかという
と、使用するためには協議会のほうに届出をしていただき、その上で許可をす
ることになるので、猪苗代湖で大きな看板が至る所に出来るなどということは発
生しないので安心いただきたい。

(中井議長)

キャラクターで盛り上がりすぎてもいけないので、ぜひそれ以外の本編のと
ころで御意見をいただきたい。

(堀金委員)

当計画本編の39頁にある実践行動指針は県民が何をすることが明確であり非常
に良い。先ほど終了した水環境保全基本計画の中に猪苗代湖だけでなく県全体と
してこのような実践行動を取り入れることはできないのか。

(中井議長)

質問の趣旨としては先ほど御了承いただいた水環境基本計画の方で、こうい
ったステップ毎に行動指針を示すという手法を取り入れることができなかつたとい
うことだが、導入することは可能かという御質問である。

(猪狩水・大気環境課長)

大変貴重な意見だと思うが、このステップ1から3については共通の面もある
が猪苗代湖特有のもの、猪苗代湖に限定して記載している項目もある。

また共通の項目についても、御承知のとおり、環境教育として生活系の排水対
策、資源の無駄遣いをしないなどの環境教育を実施している。さらに合わせて生
活排水対策についても各市町村を参集し、生活排水対策について手法等を広報し
ているので、改めて設ける必要はないと認識している。

(堀金委員)

南会津町の町民だが、町では環境の現状を公表しているが、環境に対する取組
みに関して、詳細なことは記載されず、県レベルのことでしか記載されていない。
実際の取組方針というものが記載されていない。

厳しい数値目標を示してそれを達成できるものとするためには実践行動指針は
必要ではないかと思われる。

(猪狩水・大気環境課長)

県内においても生活排水が整備されていない地域もあり、地域の実情踏まえ、
水質保全基本計画に定められている目標が確実に達成できるように、基本計画の
策定を契機に地方振興局単位で必要な措置が図られるよう対応したい。

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画は施策そのものを実践していくも
のである。

また、水環境基本計画においては水環境を守るための基本的な策を探るとい
うことで、振興局単位できめ細かく市町村と連携を図りながら推進していきたい。

(中井議長)

他に質問等あるか。

(佐藤俊彦委員)

2点伺いたい。

17頁に重点的に取り組む施策と項目別施策で体系づけられているA(4)とC(3)について、河川などからの除伐草の流入の防止、散乱ごみは水辺地だけではなく河川流域でも散乱ごみがあれば河川を通じて猪苗代湖に入ってくることも考えられることから、幅広いところで位置づけて対応をされることが望ましい。

また、40頁の「地域の清掃保持」の項目で、用水路などで回収したごみは水路に流さないようにするという箇所については、回収したごみは適正に処理するといった言葉で簡潔し、その後から雑草類を水路に流さないようにすると続けた方が分かりやすい。

猪苗代湖の4頁でpHの上昇が猪苗代湖の水質悪化の大きな鍵になっているような表現があり、また、硫酸の供給量の減少や酸性水の性状の変化など原因として考えられるということが記載され、水質悪化の調査研究の中で解明するということが明確にされている。

そうであるならば、42頁中の猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水質汚濁機構の解明に努めますということだけではなく、4頁のところでpHの上がる原因が供給量の減少であるということならば、そのことを明確に位置づけてはどうか。

(猪狩水・大気環境課長)

17頁の散乱ごみの対策だが、31頁にもあるように水辺地だけではなくて、湖岸、河川敷、道路側溝等の清掃を行うと明記している。

「地域の清掃保持」については、より適正になるように修正したい。

42頁の猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水質汚濁機構の解明については、37頁のイの施策の内容(ア)水質保全に関する調査研究等の推進の中で記載している。

当内容を踏まえ水質汚濁機構の解明について、部会長、会長と協議しながら修正したい。

(長林第2部会長)

42頁だが、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水質汚濁機構の解明について、猪苗代湖自体のpHの上昇というのは源流域の火山活動に伴う影響が非常に大きいというのも一理ある。ところが裏磐梯湖沼群、桧原湖、小野川湖、秋元湖では森林など自然がCODの上昇をさせている。これをpHの問題だけとしては考えられないので、本案の表記でよいと思われる。

(佐藤俊彦委員)

水質汚濁の原因がある程度まで予測されるのであれば、水質保全対策について強調しても良いと思われたので提案をした。

(中井議長)

それでは、42頁の「地域の清掃保持」の箇所については、会長、部会長そして事務局と相談し、適正な表現に改めこととする。

また、それ以外の箇所については、御質問、御意見等あったが、特に修正は行わず、答申案のとおりとしたい。

以上の部分の取り扱いを確認させていただいて、部会長から提案があった答申案について全体会として了承いただきたい。よろしいか。

(中井議長)

では、以上をもって、本議題については審議終了とさせていただきます。

(5) 議事(2)報告 福島県地球温暖化対策推進計画の改定について

◆資料3-1等により事務局（宍戸環境共生課長）から報告が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

（中井議長）

只今の説明について、意見等があれば発言願う。

（大越委員）

資料3-2の35頁、フードマイレージについてであるが、やり方次第では大変誤った方向に進んで行くという見解がある。フードマイレージは距離と重さで計算されるが、生産過程のことも考えないといけない。食の安全安心の講演会においてそのような考え方があった話があった。フードマイレージとしてCO₂排出が少ないと計算されても、その場所でどのように生産されたかまで見ないとCO₂が少なくなるかは判断できない。フードマイレージだけではCO₂の削減にならない場合もあるので、中身を精査して書き込みを検討してほしい。

（宍戸環境共生課長）

フードマイレージは、温暖化対策として輸送距離が長ければ長いほどCO₂が発生するということ及び地産地消も含めての記載であるが、フードマイレージについて議論があるとの話を伺ったので内容を精査し、反映できるものは反映していきたい。

（中井議長）

フードマイレージそのものを記載から外せという訳ではなくて、やり方によってはCO₂の削減にならないことがあるので、記載については気をつけた方がよいということで、事務局で今のような議論について調査いただいて在り方検討会につなげていただければと思う。

（長林委員）

この計画の位置づけについて確認したい。資料3-2で計画の位置づけは、地球温暖化対策に関する法律（以下「温対法」という）や福島県環境基本計画の個別計画であるということ考えた場合、具体的な施策の展開、削減目標や資料3-2の25頁第4章の温室効果ガス排出抑制等に関する施策で実効性をどのように位置づけていくのか理解できない。最後のPDCAについても、これをどのような形で担保していくのか教えて欲しい。

（宍戸環境共生課長）

色々な対策をやるけれども進行管理も含めて、結果が見えないという意見と思うが、温暖化対策は個々のパーツ・パーツで進行管理していくものではなく、各種統計などから当該年度の温室効果ガスの削減がどのようになったかを確認していくものである。県もこれまで温暖化対策をいろいろとやってきたが、その結果として、温室効果ガスの排出量がどれだけ増えたか、減ったかを見ている。今は民生家庭部門及び業務部門が増えている。それらを見て議定書による県民運動を中心とした対

策で対応している。

(長林委員)

話は分かるが、理念・行動計画というのは、各市町村、郡山市のような中核市もあるので、それらの規範となる計画策定の基になるような提案の仕方で県の計画はつくってもらいたい。各市町村の行動体制がとれるような県としての発信の仕方が重要と思われるので検討してもらいたい。

(中井議長)

県の計画は市町村、郡山市、いわき市のような中核市がマネジメントできるような提案の仕方が大事ということによいか。

(和田委員)

今の意見に関連して、資料3-2の42頁、「県内における二酸化炭素濃度を把握するため、環境大気移動測定車を活用する」とあるが、これは全県的にやるのか、この場合中核市は抜いているのか確認したい。

(中井議長)

資料3-2の42頁、環境大気移動測定車の活用について事務局から回答願う。

(大友環境共生課主幹)

個別の施策については、関係課に書き込んでもらっている。環境センターの環境大気移動測定車をどのように使っていくかは、郡山市で測定したいということであれば、郡山市と調整しながら測定していくことになる。具体的な運用については今後考えて行く。

(大越委員)

資料3-2の42頁「もりの案内人」の養成は、3年間なので今年度で県の養成は終わっていると思うため、この記述は変えないといけないと思うがどうか。

(中井議長)

事務局で回答願う。

(宍戸環境共生課長)

この計画は色々な部局にまたがっており、関連部局に照会のうえ記載しているが、なお、これについては担当課に確認のうえ対応したい。

(長澤委員)

資料3-2の22頁、基本姿勢1、基本姿勢2、削減目標の項目であるが、2つある基本姿勢のどこに対する施策なのか、基本姿勢と中身の施策の関係が読みにくい、とらえにくいので、そこはどのようにになっているのか教えて欲しい。

(中井議長)

事務局から回答願う。

(宍戸環境共生課長)

基本姿勢1、2の施策との関係については、資料3-2の27頁にあるとおり新しい計画の考え方では、視点1から6に分かれて各施策があり、基本姿勢はその6つの視点全体にかかっている。この基本姿勢が全体を貫いているということなので、姿勢ごとに個々具体的にどこの施策がどの姿勢に該当するというものではなく、全体にかかっていると考えてもらいたい。

具体的な記載では、例えば、基本姿勢1の「県民総ぐるみの地球温暖化対策の展開」は、まさに県民運動の部分であり、同じく、31頁の視点1の「県民総ぐるみの省エネルギー対策」(1)の「地球にやさしいビジネススタイルへの転換」アの「日常における省エネルギー対策」、同じように視点を変えて33頁「地球にやさしいビジネススタイルへの転換」でも記載されている。34頁では議定書事業によりエコチェックシートを使って一般家庭のCO₂削減を進めていくなど、素案の施策の中の色々なところに記載されている。

(中井議長)

他に意見等はあるか。

(長澤委員)

今の説明ではまだ納得できない。我々環境審議会委員の立場でもこれを読み取れない。基本姿勢、県民総ぐるみの地球温暖化対策の展開に対して、あちらこちらに羅列するのではなく、項目がまとめられていくとわかりやすい。また、県の特徴を活用した効果的な地球温暖化対策であれば、福島県独自のものがあるから、それをまとめて記載してもらえば非常にわかりやすい。

(中井議長)

27頁の図を見た方が全体像がわかると思うが、先ほどの説明では、基本姿勢の2つの柱があって、それに各施策がぶら下がるというのとは違い、基本姿勢が全体を貫いているという説明であったと思う。事務局で何か補足はないか。

(牧野環境共生総室次長)

「温暖化対策推進計画」は「温室効果ガス排出在り方検討会」でまとめており、このフレームは在り方検討会での判断である。報告案件のため、審議会からは意見をいただきたいという整理なので参考とするが、以降は在り方検討会の意見を中心にまとめていきたい。それから、この2つの姿勢の施策については、31頁以降で示しているので御覧いただきたい。

(中井議長)

基本姿勢ということで長澤委員の意見は少し違うと思う。長澤委員のイメージとしては、資料3-2の27頁でいうと姿勢の1つにこのような施策があって、2つ目の姿勢にこのような施策があってという流れになるのではないか。

(長澤委員)

それで結構である。

(中井議長)

はっきりはしていないが現状のままでよいか。

それ以外で意見はないか。

(佐藤俊彦委員)

資料3-2の本文の1頁で、計画策定・背景において、この計画が地方公共団体の行動計画、実行計画であると位置づけされているが、1頁の16行目で日本の年平均気温はとの文章がある。地域計画ということであれば、福島県の年平均気温がどのように変化しているかというのを入れ込んではどうか、福島气象台では1899年からのデータが整理されているので、同じように記載することはできると思う

かどうか。

(中井議長)

事務局から回答願う。

(宍戸環境共生課長)

この計画は福島県の計画であるが、温暖化は世界的な問題であり、その観点からの記載になっている。委員の意見のとおり、福島県の地域計画であり、福島気象台の情報もあるので、地域の現状を記載することが可能か検討していきたい。

(中井議長)

他に意見はないか。

今回で審議会からの意見を聞くのは最後、これまで2回報告があり、また、パブリックコメントをやっているということで、それぞれの意見を集約して、最後は在り方検討会の方でとりまとめを行っていくということ。他に意見がなければ、今回の意見を含めて在り方検討会上げていただくということで終了したい。

(6) 議事(3)その他

(長澤委員)

資料1-2と2-2の概要版は、あくまでも省略形というか中身を分かりやすくしたものということであろうが、これは今後活かされる基礎的なものになるのかどうかお聞きしたい。

猪苗代湖及び裏磐梯水環境保全推進計画の方については、堀金委員から、水環境保全実践行動指針は非常に良いものであり、何とか活かせないかとの御提案があったが、それが、概要版の最後に、ステップ1、2、3が入れば非常に分かりやすいと思うので、事務局で検討いただきたいと思う。

(中井議長)

概要版の扱いについて。我々としては、答申案について審議を進めさせていただき御了解をいただいたが、概要版について今後利活用されるのかどうか、もし活用されるのであれば、是非ステップ1、2、3をきちんとうまく取り入れる形で対応いただけないかとのことである。

(猪狩水・大気環境課長)

概要版は、両計画の内容を、皆さまに知っていただくためにコンパクトにまとめる形で活用したいと考えている。部数がある程度刷って、市町村や関係する方々にお配りするようになる。

行動指針については、今回の概要版は、枚数の関係でこのような形となったが、ただ今の貴重な御意見、堀金委員からのお話も踏まえて、入れた形で配付すればより分かっていたらと思うので、入れた上で作っていききたいと思う。

以上で質疑応答を終了した。

事務局(渡辺生活環境総務課主幹)より、今後の審議日程について説明がなされた。

以上で議事を終了した。

(6) 閉会（司会） 高橋生活環境総務課主任主査